

名古屋市教育委員会定例会

令和7年6月3日
午前10時00分
教育委員会室

議 事

- 日程1 名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則案について
(議案第5号)
- 日程2 訴訟上の和解について(意見第1号)
- 日程3 令和7年度一般会計補正予算について(意見第2号)

出席者

坪 田 知 広 教育長
粟 生 万 琴 委 員
山 本 久 美 委 員
中 谷 素 之 委 員
園 田 理 委 員
南 田 あゆみ 委 員

教育次長始め、事務局員18名 ※傍聴者0名

(坪田教育長)

それでは、ただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

教育委員が全員出席し、定足数を満たしておりますので、会議が成立していることを報告いたします。

本日の案件は、議案が1件、意見が2件となります。

はじめに議事運営についてお諮りいたします。

日程第2「訴訟上の和解について」及び日程第3「令和7年度一般会計補正予算について」は、名古屋市教育委員会会議規則第6条第1項第3号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事」に該当するため、非公開にて審議したいと思っております。

会議録につきましても、日程第2及び3につきましても、議会に上程するまでは非公開としたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(坪田教育長)

それでは、日程第1、議案第5号「名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則案について」につきまして、事務局の説明をお願いします。

(酒井総務課長)

日程第1、議案第5号「名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則案について」ご説明いたします。

この規則はもともと、教育委員会の所管する学校施設を、教育活動に支障のない範囲で、市民のスポーツ、レクリエーション、生涯学習などの活動の場として開放するための規則でございます。

これまでもこの規則の下に、運動場、体育館、武道場、特別教室などを市民の方に使っていただいていたところでございます。

ご存じのとおり令和7年10月からは、中学校の部活動が原則休日には活動しなくなって、その代わりに、様々な主体によるクラブ活動が行われる、いわゆる地域移行が進められております。

その際に、できるだけ多くの団体が活動に参加していただけるように、誘致するために、今回規則を改正して、中学校の施設を活動団体に使っていただけるように、こういった改正を考えているところでございます。

改正の内容につきましては、その目的や使用できるもの、施設を開放できる月日や時間、使用料なども定めてまいります。

なお、施行期日は令和7年10月1日を予定してございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

(坪田教育長)

説明が終わりまりましたので、ご意見、ご質問があればお願いします。

(中谷委員)

中学校のクラブ活動の民間移行に伴う改正だということでは理解しましたが、初めにおっしゃいましたように、これまでも地域開放されているというふうに思いますので、そちらの使用状況と両立し得るのかというそのあたりを調べた状況がもしあれば教えてください。

(根本部活動振興課長)

今回、土日のクラブ活動に提供する時間帯でございますが、こちらは既に中学校で、例えば学校活動で使っているもの、学校関係団体、例えばPTAが使っているもの、あとは地域の団体、例えば老人会がグラウンドゴルフをやっているとか、そういった形で使っているものの後に、空いている枠を使うという形で提供するものでございます。なので、今まで学校を利用されていた方々の枠を先に取ってですね、その空いた枠をそれぞれの活動団体に提供するというふうな形で考えております。

(中谷委員)

そうすると、中学生がクラブ活動をする際の時間の枠は限られたものになり、やや利便性に欠けるようにも思いますが、そういう問題はないですか。

(根本部活動振興課長)

従来から、例えば、学校活動で使っていたり、先程申し上げた活動をしたり、例えば、学校で運動会をしたり、地域で何か訓練したり、そういった催し事をする際には、それを優先して取らせていただいて、その空いた枠で部活動とかをやらせていただいているというふうな形でございます。さらに申し上げますと、部活動自体は、土日であれば、基本的には1日を休養日とするというふうな形で取扱いをさせていただいておりますので、これで子ども達の活動の機会が減るといふふうな形にはならないかと考えております。

(中谷委員)

今、使われている地域の方の使用状況を確保しても、生まれる時間で今の中学生の部活地域移行は十分可能だと。土日のいずれかは休みになるので、とそういう説明ですか。

(根本部活動振興課長)

はい。

(中谷委員)

単純に純増になるのでどうなのかなというふうに思っています。

身の回りでも使っている中学生、高校生とかもいたりして、そういう子達は、それはそれで何か地域のスポーツを振興しているような気もするので、重複がなければいいかと思いますが。そのあたりが単純に考えると、増えるけど問題ないのでしょうか。

(山本委員)

営利団体とか、スポーツでもクラブチームをボランティアでやっているところと有料でやっているところとが出てくると思っていて、今まで借りられなかったところが学校を借りられるようになるとか、それから、今までは学区に誰か住んでいなければならぬといった制限があったが、それがなくなるのか。企業なども体育館を探している場合があると思うんですけど、今までは借りられなかったはずなんです。それらはどうなのか教えてください。

(根本部活動振興課長)

今回、中学校を土日に貸し出すに当たりましては、営利非営利を問わず、中学生に体験活動を提供する団体に対して、お貸しをするというふうな形でございます。

それをもちまして、なるべく多くの競技ですとか、例えばその文化芸術活動の受け皿を増やしていくというふうな考え方を持っております。

なので、従来、例えば営利であれば借りられなかったですとか、学区の関連団体でないと借りられなかったというふうなところは、今回のこの中学生のクラブ活動に提供する際には適用がないという形になっております。

(山本委員)

中学生対象以外のところにもお貸しする形なのでしょうか。中学生が絡んでいない。小・中・高までかな。

(根本部活動振興課長)

主たる活動の対象は中学生であることを定めさせていただいております。

ただ、活動の中身につきましては、例えば高校生と一緒にできることだとか、例えば料理教室とかでお貸しする際には親御さんと参加をしていただけたらとか、活動の中身に応じまして、主たるところは中学生であります。他の、例えば高校生、お子さんですとか、社会人の方が同様にその場にいらっしゃることを否定するものではないと考えております。

中学生が全く参加をしない活動は、こちらの貸出しの対象にはなりません。

(園田委員)

中学生のクラブ活動という言葉に定義付けている規則か何かは別途あるんですか。資料を見ても、中学生のクラブ活動という言葉がどういう定義なのかがいまいちはっきりしないように思います。

(根本部活動振興課長)

名古屋市学校施設開放に関する規則の第2条第4号に、中学生クラブ活動開

放という形で定義付けをさせていただいております。

この中に、中学校の運動場、体育館、その他の施設をクラブ活動の場としてその使用に供することを、中学生クラブ活動開放というふうに定めさせていただいております。

(園田委員)

主たる活動者が中学生であればよいというのは、何か規定があるんですか。

(根本部活動振興課長)

そちらの方は規則でなくて、要綱の方に落とし込みをさせていただいている内容でございます。

(坪田教育長)

そもそもクラブ活動は、という定義はあるのか。

(部活動振興課長)

クラブ活動の定義付けは規則上してはおりません。

(栗生委員)

付随の情報なんですけど、私、なごのキャンパスを運営させていただいてまして、山本委員がおっしゃるように、民間団体、企業、NPO含めて、体育館の応募が一番多いんです。

となるとおそらく募集要項でしっかり定義していただかないと、「対象者に中学生を必ず含むこと」とか、営利非営利含めてしっかり明記をしておかないと、問い合わせが来たときのオペレーションが結構大変になるんじゃないかなと。

当施設では体育館の申請に審査という事項を追加してまして、何をやるかという申請用紙を出していただいて、それが近隣の皆さんのためになるかということと、営利団体だとしても近隣の皆さんにご迷惑をかけないかとか、幅広いターゲットで開催されるスポーツなのか、文化活動なのかということ審査をさせていただいているんです。

そうすると、人気がある体育館だと早い者順なのか。先に日程を押さえる人はまとめて押さえてきたりするので、そのあたりも危惧して、しっかり募集要項を詰めていただかないと、今のご説明だけだと市民の方、予約する方が理解できないと思います。ご注意が必要かなと。

学校が混乱されないか。これ一括で教育委員会が受付されるわけじゃないですよね。学校ごとの受付だと思うので、そのあたりご留意ください。

(中馬生涯学習部長)

ご指摘ありがとうございます。

委員ご指摘のとおり、利用者や生徒、保護者など、利用者の観点から誤解を招かないような、そういった周知をしてまいりたいと思っております。

現状、中学校の部活動ということで、実施方針を公開させていただいておりまして、その中には、主たる利用者は中学生であるということは明記させていただいておりますけれども、より丁寧な対応をしてまいりたいと思います。

(栗生委員)

めちゃくちゃ安いので、予約をまとめて取りにこられる方が多いんじゃないかなと見込まれます。

(南田委員)

以前、登録制になるという話をされていたと思うので、その登録された団体しか借りられないということは明記しなくていいのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

(根木部活動振興課長)

第3条第11項に、記載がされているところでございまして、「必要な事項の登録を受け、かつ、登録証の交付を受けた団体に限るもの」とさせていただいております。

(南田委員)

失礼いたしました。ありがとうございます。

団体の登録の時の要項としては、先程お話があった内容はきちんと記載されているという理解でよろしいですかね。

(根木部活動振興課長)

はい。

(南田委員)

わかりました。

(山本委員)

学校体育センターもあるんですけど、民間は、学校が先に押さえて、その後みたいな形でやっていると思うんですけど、1か月か2か月前にその月だけ押さえられるみたいな、という形でやってらっしゃると思うんですけど、学校も、確実に名簿なり出して、子ども達の活動であるということがわかる場合は、周

期的に予約が取れて、そうではなさそうなところは抽選でみたい。早いもの順でなくて抽選なんですね。何時に集まるみたいな形で。

そのような形をとるとか、営利団体でも非営利団体でも、中学生が継続して練習なり、スポーツを楽しむなりができるように、そういうのが一番いいのかなど。

ただ、やっぱり開けた学校って意味もあって、空いているのであれば、今キャリア教育とかで、企業もいろいろ学校の方にボランティアでやっていただいているようなところもあると思うので、それは学校の方も、そっちを優先する必要は一切ないと思うんですけど、おいおいそういう形で開けた学校という意味で開放していくのも、様子を見てありなのかなというふうにも思います。

初めは、中学生、小学生高校生を中心にやるべきだと思うんですけど。

はい。意見です。

(根本部活動振興課長)

委員のおっしゃるとおり、今回は中学生を主たるということでやらせていただきますが、今後の利用状況等を鑑みまして、委員のおっしゃっていることを検討してまいりたいと思っております。

(坪田教育長)

では、他にご意見もないようですので、議案第5号「名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則案について」につきましても、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

日程第2及び第3については非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第12条の規定により、会議録は別途作成。

午前10時30分終了